

## 小田原市図書館条例の一部改正に関する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市図書館条例の一部改正
政策等の案の公表の日	平成30年3月15日（木）
意見提出期間	平成30年3月15日（木）から 平成30年4月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問、政策等に反映しないものなど）	1

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	梅の里センター内の図書館を利用している。この図書館がなくなるとかもめ図書館まで行かなければならなくなり、これまで1冊ずつ借りて返していたものを、数冊借りることになるため、貸出期間を長くしてほしい。	D	梅の里センター内にある図書施設については、図書館分館ではなく自動車文庫配本所として運営されているため、今後も継続していきますので、引き続きご利用ください。